

報 道 資 料

令和 3 年 8 月 1 3 日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第 2 5 7 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 2 2 7 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和 3 年 8 月 1 2 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（交通部交通指導課）
- ◎ 対象行政文書：平成 2 7 年 6 月 3 日に奈良県警察が公表した〇〇署巡查部長による犯人隠避及び虚偽公文書作成・同行使容疑にかかる事件について、これを契機として奈良県警察が再検証した過去の道路交通法違反告知について、その必要性や妥当性について取り纏めたもの。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

行政文書の不存在について

審査請求人は、「平成 2 7 年 6 月 3 日に奈良県警察が公表した〇〇署巡查部長による犯人隠避及び虚偽公文書作成・同行使容疑にかかる事件について、これを契機として奈良県警察が再検証した過去の道路交通法違反告知について、その必要性や妥当性について取り纏めたもの。」（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているのので、以下検討する。

本件開示請求において、審査請求人が開示を求めている行政文書は、本件非違事案を受けて、実施機関が行った過去の違反告知についての再検証結果を取りまとめた行政文書であると解される。

諮問実施機関は、本件非違事案は本件職員が違反告知すべき交通違反を認知していたにもかかわらず、違反告知を行わなかった事案であることから、本件職員が違反告知を行わなかった事案については検証を行ったが、本件職員及び本件職員以外の警察官が違反告知を行った交通違反については、その必要性及び妥当性について改めて検証する必要がなかったため、検証した事実はない旨説明している。

一般に、犯罪捜査等において、警察官による不適切な事案が発覚した場合、他の同様の不適切事案の有無について確認するため、当該職員が過去に行った事案についても改めて検証することは必要になるものと考えられるが、本件事案は、違反告知をすべき交通違反について違反告知を行わなかった点が不適切であったことから、本件事案における検証の目的に鑑みれば、違反告知を行った交通違反についてまで、その必要性及び妥当性について改めて検証していなかったとしても、不自然とは言えない。

また、実施機関において該当する文書を探索したが見当たらなかったとのことである。

これらのことから、本件対象文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測される特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できる。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成 2 7 年	7 月	1 日		
② 決 定	平成 2 7 年	7 月	9 日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成 2 7 年	8 月	2 3 日		
④ 諮 問	平成 2 7 年	9 月	3 日		
⑤ 経 過	令和 3 年	3 月	2 4 日	第 2 5 1 回審査会	審議
	令和 3 年	4 月	2 3 日	第 2 5 2 回審査会	審議
	令和 3 年	7 月	2 日	第 2 5 3 回審査会	審議